

令和3年11月26日(金) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	青木 淳子
副委員長	稗田美菜子	
委員	古濱 薫	議長	青木 健
〃	藤江 竜三	副議長	藤田 貴裕
〃	柏木 洋志		

○出席説明員

市長	永見 理夫	政策経営部長	宮崎 宏一
副市長	竹内 光博	行政管理部長	藤崎 秀明

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

○協議事項

◎議長及び市長挨拶

議題1. 第4回定例会の議事運営について

- (1) 会期、日程(案)等について
 - ① 会期、日程(案)について
 - ② 議事日程(案)について
 - (2) 議案、請願・陳情等の取扱いについて
 - ① 議案等について
 - ② 請願・陳情について
 - ③ 追加議案について
 - ④ 各常任委員会への報告事項について
 - (3) 議員提出議案の提出期限について
2. 令和4年定例会の日程について
 3. 国立市議会会議規則の一部改正について
 4. 議会基本条例の点検について

- 【高柳貴美代委員長】 それでは、皆様おはようございます。
定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。



◎議長及び市長挨拶

- 【高柳貴美代委員長】 まず初めに、議長より御挨拶をお願いいたします。

○【青木健議長】 おはようございます。第4回定例会を控え大変お忙しい中、皆様方には御参集を賜り、誠にありがとうございます。新型コロナウイルスの関係ですが、現在、感染者数についてはかなり少なくなつてはおりますけど、まだなくなっているわけではございません。引き続きまして皆様方には御注意を賜りながら、12月議会しっかりと運営をしていただきますよう心からお願いをさせていただきますまして、御挨拶に代えさせていただきますたいと思います。どうぞよろしくお祈いします。

- 【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

続きまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

- 【永見市長】 おはようございます。本日は、令和3年第4回市議会定例会に向けて議会運営委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

今回の提出予定案件でございます。初めに報告等の案件についてですが、浄水公園の草刈り作業中に発生した車両損傷事故の和解に係る専決処分事項の報告について、また国立市の町区域の変更に係る専決処分事項の報告及び承認についての計2件を送付させていただいております。

次に、道路認定等につきましては、立川市長が国立市の区域を立川市道路線として認定することについて、国立市長が承諾するため、立川市道路線の認定の承諾についてを1件送付させていただいております。

次に、契約案件として、令和2年度市道富士見台第6号線道路改良工事請負変更契約の締結についてを1件送付させていただいております。なお、この件につきましては、本会議初日に即決でお取扱いを頂きますようお願いいたします。

次に、条例案につきましては、国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例案など、計7件を送付させていただいております。

次に、規約案等につきましては、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてを1件送付させていただいております。

次に、補正予算案についてですが、令和3年度国立市一般会計補正予算（第6号）案、令和3年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案、令和3年度国立市介護保険特別会計補正予算（第2号）案、令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案、令和3年度国立市下水道事業会計補正予算（第1号）案の5件を送付させていただいております。

また、国の子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事業費を計上する追加の一般会計補正予算案につきましては、現在、事務を進めており、間もなく準備が整う見込みですので、後ほど追加送付させていただきます。年内支給に向けて、本会議初日即決でお取扱いを頂きますよう、よろしくお祈いを致します。

なお、国の経済対策等の状況により、さらに追加の補正予算案を提出する可能性がございます。その際にはよろしくお取扱いのほどお願いいたします。

最後に、その他の追加提出予定案件でございます。

東京都人事委員会勧告に伴う追加提出案件として、国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案外1件の勤務条件に関する条例案につきましては、職員団体との交渉の成立など、条件が整い次第、追加議案として提出させていただきます。

また、令和3年12月31日に任期の満了を迎える国立市教育委員会委員の任命に伴う同意についての人事案件1件につきましては、準備が整い次第、追加議案として提出させていただきますので、よろしくをお願いいたします。私からは以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元に御配付の協議事項に沿って議事を進行してまいります。



議題1. 第4回定例会の議事運営について

(1) 会期、日程（案）等について

① 会期、日程（案）について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、第4回定例会の議事運営について。(1)会期、日程（案）等についての①会期、日程（案）について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 初めに、会期、日程（案）について御説明を申し上げます。

市長提出議案でございますが、専決処分事項の報告、道路認定、契約、条例案、規約案、補正予算案に継続審査分の決算認定等を含め、合計23件でございます。

次に、議員提出議案でございますが、会議規則の改正案1件でございます。

次に、請願・陳情でございますが、今回請願はございません。陳情が1件提出されております。そのほか、継続審査となっている陳情が1件ございます。

第4回定例会の会期は、12月1日水曜日から27日月曜日までの27日間とする案でございます。

それでは、お手元に御配付いたしました令和3年国立市議会第4回定例会日程表について御説明を申し上げます。

なお、日程表中、本会議等を行わない日について、市の休日に該当する日は休会、それ以外の日は休会予定と表記を致しておりますが、以下の御説明では単に休会との表現にさせていただきますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

12月1日水曜日が本会議の初日でございます。初日は会議録署名議員の指名、会期の決定、行政報告、議案等上程・委員会付託、決算等に対する会派代表討論及び採決まででございます。2日木曜日は休会とし、3日金曜日から土曜、日曜を除く8日水曜日までの4日間を一般質問と致します。一般質問通告者は20名ございましたので、前例に倣いまして、各日5名の割り振りで行う案でございます。9日木曜日は休会とし、10日金曜日が総務文教委員会、11日土曜日と12日日曜日は休会、13日月曜日が建設環境委員会、14日火曜日が福祉保険委員会でございます。15日水曜日から20日月曜日までは最終本会議に向けての事務整理等のために休会とし、17日金曜日に最終本会議の議事運営について議会運営委員会を開催し、21日火曜日を最終本会議とする日程案でございます。

加えて、議会に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合等に備えまして、27日月曜日まで本会議を行える日程としているところでございます。

本定例会の本会議につきまして、国立市立小学校全8校の第6学年児童が学校単位でローテーションを組み、議会見学のため傍聴する予定となっております。

会期、日程（案）につきましては以上のおりでございます。御協議くださいますよう、よろしく

お願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



② 議事日程（案）について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、②議事日程（案）について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議事日程（案）について御説明申し上げます。お手元の議事日程（第1号）を御覧願います。議事日程は、おおむね前例に倣い配列を致しております。初日の議事日程につきましては、日程第28、陳情第16号の委員会付託までで散会し、3日金曜日から日程第29、一般質問に入るといった案でございます。

議事日程（案）につきましては以上でございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



(2) 議案、請願・陳情等の取扱いについて

① 議案等について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、(2)議案、請願・陳情等の取扱いについてに入ります。

まず、①議案等について、事務局から説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議案等の取扱いと議案の付託先について御説明申し上げます。

日程第4、報告第8号専決処分事項の報告についてにつきましては、地方自治法の規定により報告を受ける扱いとなります。

日程第5、第66号議案専決処分事項の報告及び承認についてにつきましては、地方自治法の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございますので、先例に倣い、即決の扱いをお願いを致します。

日程第7、第68号議案令和2年度市道富士見台第6号線道路改良工事請負変更契約の締結についてにつきましては、契約案件でございますので、先例に倣い、委員会付託は省略し、即決の扱いをお願いを致します。

日程第10、第71号議案国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例案と、日程第11、第73号議案国立市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、関連する事件であることから、先例に倣い、一括議題となります。

日程第15、第76号議案東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてにつきましては、先例により、即決の扱いをお願いしたいと存じます。

日程第21、認定第1号令和2年度国立市一般会計歳入歳出決算（継続審査分）から、日程第26、第64号議案令和2年度国立市下水道事業利益剰余金の処分について（継続審査分）までの認定等6件につきましては、一括議題とし、委員長報告を受けた後、質疑は省略し、直ちに会派代表討論に入り、採決は別個採決とする扱いとなります。

決算に対する会派代表討論は、先例に倣いまして、2人以上の会派は10分以内、1人会派は5分以内で行います。その順序は、既に抽せんによりまして、お手元に御配付いたしております会派代表討論発言順表のとおりとなっております。

日程第27、議員提出第16号議案国立市議会会議規則の一部を改正する規則案につきましては、議会運営委員会で協議が調ったものでございますので、即決の扱いをお願いいたします。

なお、議員提出議案につきましては、資料及び参考資料がございますので、併せて配付を致します。

次に、議案の付託先について御説明を致します。お手元に御配付の付託事件一覧表を御覧願います。第67号議案は建設環境委員会、第69号議案は福祉保険委員会、第70号議案から第73号議案までは総務文教委員会、第74号議案は福祉保険委員会、第75号議案は建設環境委員会になります。第77号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第6号）案は各常任委員会、第78号議案令和3年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案から、第80号議案令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案までは福祉保険委員会、第81号議案令和3年度国立市下水道事業会計補正予算（第1号）案は建設環境委員会となります。議案の付託先は以上でございます。議案の取扱いも含めまして、御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



② 請願・陳情について

○【高柳貴美代委員長】 次に、②請願・陳情についてに入ります。その取扱いについて、議会事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、請願・陳情について御説明申し上げます。今回請願はございません。陳情の付託先について御説明申し上げます。

陳情第16号は総務文教委員会となります。第3回定例会におきまして、閉会中の継続審査となっております。陳情第15号につきましては、去る11月2日、総務文教委員会が開催されまして、再度継続審査となりました。初日の議事日程には登載いたしません。今定例会中の総務文教委員会で審査されることとなります。そこで結果が出れば、最終本会議の議事日程に登載を致します。請願・陳情の取扱いと付託先につきましては、以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長から説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

◇

③ 追加議案について

○【高柳貴美代委員長】 続いて、③追加議案について、事務局から説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 追加議案について御説明をさせていただきます。市長の御挨拶にありましたように、国の子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事業費を計上する一般会計補正予算案を追加送付いたしたいとのこととございます。その取扱いにつきましては、本会議初日に即決をお願いしたいとのことでしたので、日程第20、第81号議案の次に登載し、即決の扱いをお願いしたいと存じます。

なお、この予算案よりも前に、第77号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第6号）案が先に提出をされております。追加予定の一般会計補正予算案について、その議決結果によりましては、予算番号や計数といった字句等の整理を行う必要がございます。その整理につきましては、議決により、議長に委任することができますので、議会に諮ることとなります。あわせて御確認いただきたいと存じます。

なお、11月18日開催の会派代表者会議におきまして、即決補正予算案の質疑通告は、審議日2日前の正午までと確認をされているところとございます。したがって、追加される一般会計補正予算案の取扱いを初日即決と御確認を頂いた場合には、質疑の通告につきましては11月29日月曜日の正午までとなります。

また、国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案外1件の勤務条件に関する条例につきましては、職員団体との交渉が調い次第、追加提案させていただきたいとのこととございます。その取扱いにつきましては、前半の本会議までに議案が提出されましたら、提出された日の最後に追加議事日程として登載し、所管の委員会に付託する扱いとなります。

なお、前半の本会議に間に合わない場合には、最終本会議の議事日程に登載し、即決の扱いとなります。

次に、国立市教育委員会委員の任命に伴う同意についてにつきましては、準備が整い次第、追加提案をさせていただきたいとのこととございます。その取扱いにつきましては、議長宛てに提出されましたら、人事案件でございますので、先例に倣いまして、最終本会議の議事日程に登載することとなります。追加議案につきましては以上のとおりでございます。御協議くださいますようお願いを致します。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

◇

④ 各常任委員会への報告事項について

○【高柳貴美代委員長】 続いて、④各常任委員会への報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 お手元に御配付しております報告事項の送付についての写しを御覧願います。報告事項は総務文教委員会の報告3件、建設環境委員会の報告4件、福祉保険委員会の報告5件

でございます。以上のおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



(3) 議員提出議案の提出期限について

○【高柳貴美代委員長】 続いて、(3)議員提出議案の提出期限についてに入ります。事務局から説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議員提出議案の提出期限につきまして御説明申し上げます。意見書・決議案等の議員提出議案の提出期限につきましては、先例に倣いまして、12月14日火曜日開催の福祉保険委員会の正午まででございます。ただし、福祉保険委員会での請願・陳情や最終本会議での議決を受けて提出する議案は、この限りではないとされているところでございます。

また、先例では、意見書・決議等の文案につきまして、一般質問初日の正午までに議長及び各会派に配付しなければならないとされてございますので、12月3日金曜日の正午までに御配付を頂きますようお願いいたします。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



議題2. 令和4年定例会の日程について

○【高柳貴美代委員長】 議題2、令和4年定例会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 令和4年定例会の日程につきましては、10月20日に開催を致しました会派代表者会議におきまして、お手元に御配付のとおり確認をされました。丸印が本会議、そのほか議会運営委員会、一般質問通告期間、常任委員会等の開催予定日を記載してございます。なお、一般質問等を行う本会議の予定日につきましては、白抜き丸で表示をしてございます。

定例会の日程につきましては、変更の必要がある場合には、会派代表者会議あるいは議会運営委員会において協議することとなっておりますので、併せて御確認をお願いいたします。ここで確認をされましたら、配付をさせていただきたいと存じます。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

以上で、議題1及び議題2について終了いたしました。市長をはじめ当局におかれましては、御退席いただいても結構でございます。ありがとうございました。お疲れさまでございます。



議題3. 国立市議会会議規則の一部改正について

○【高柳貴美代委員長】 議題3、国立市議会会議規則の一部改正についてに入ります。欠席の届出関係と請願書への押印関係の大きく2点の検討事項があります。請願書の押印関係につきましては第4回定例会で改正する予定となっておりますので、本日は欠席の届出関係について持ち帰りとなっている5つの論点に基づき、協議を行ってまいりたいと思います。

初めに、論点1、産前・産後の欠席期間を定めるかについてと、論点2、出産補助の項立ての件について御意見等を承ります。お持ち帰りになっていただいた結果がもし出ていけば、御発言お願いいたします。いかがでしょうか。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 まず、産前・産後の期間を定めるかどうかという1点目については、私たちとしては期間については明確に定めないほうがいだろうということです。理由については前回申し上げたので、簡略に言いますと、そちらのほうが本人の状態もしくは配偶者の状態、パートナーの状態に合わせられるであろうというところであります。

もう1つ、前回、他の委員から御意見等ありました目安等が必要ではないかという点についても、こちらで話をさせていただいたんですけども、どう記載するかというところが論点になりました。条例上に記載する、もしくはその他施行規則であるとか附則であるとか、そういうところに記載してしまうと目安ではなく、それは実質的に制限になるのではないかということになりましたので、条例関係のところには目安を記載するというのは難しいのかなということが、共産党会派の意見となります。

次の2点目の本人の出産と配偶者の出産補助についての規定をどうするかについては、現状のまま、要するに国立市議会会議規則の記載方法のとおりでいいのではないかというのが、私たち共産党会派の意見です。以上です。

○【青木淳子委員】 まだきちっとまとまっていない状況ではございますけれども、期間を明文化するとすると、例示としてつくれるかどうかということも話の中で出てまいりました。期間を決めないほうが出産する議員本人または配偶者——これは出産をしない男性になりますけれども——配偶者の方が欠席をする場合、明文化するためには例示としてこの期間というふうに決めたほうがいいのか、決めないほうがいいのか、その辺がまだ確定しないところではありますが、市民の皆さんにきちっと説明ができる、なぜ欠席として取り扱うことになるのか、説明責任が私たちはありますので、こういうふうにした理由がきちんと言えるようにしなければならない。

市民の方からもいろんな御意見を正直頂くんです。欠席の理由として、出産や配偶者の補助として欠席をするということは一般世間でもあり得ますけれども、それは産休ですとか、育休ですとか、社会的には期間というのがきちんと明示をされていて、その期間休暇を取るというふうになっています。議員の場合は欠席になりますけれども、その辺がきちんと説明できないと、何となく欠席ができるんだという捉え方をされてしまうと、そこはかえってよくないのかなと思うんです。表現がちょっと難しいんですけども。ですから、できれば期日をきちっと決めたほうがいいのかと思うんです。

標準市議会会議規則の期日というのが項立てで分けていまして、議員は出産のため出席できない。これは当然女性が出産をするわけですから、女性の議員、つまり母体の保護という観点から期間を設定しているので、こういう表現で期間をきちんと書いているのかと思うんです。

男性の場合は産休・育休として考え方を示すほうがいいのかと思うので、そうすると2つの項目が一緒になるんですけども、別立てにしてもいいのかなと。もうちょっと議論を皆さんと進めていかないと、簡単に結論が出せないでいるところでもありますので、皆さんの御意見を聴きながら進めていければと思っています。大ざっぱな表現ですみませんが、以上でございます。

○【藤江竜三委員】 まだこの間、十分に会派で議論できていないところであります。それで、前回申し上げたところでいえば、具体的な日数を設けるべきであろうというところでは、具体的に設けたほうがかえって取りやすくなるという趣旨で、全国市議会議長会も具体的な週数を設けたというふうを考えております。新聞等での他市の議員の声でも、具体的にあつたほうが良いというふうになっていました。私自身もそう思います。

それで、配偶者の出産補助というものをそういった形でつける場合は、第1項に移す必要が出てくるのではないかと考えています。それで、具体的な日数を設けたほうが、様々なところに説明責任として、この期間は休めるんですよということを明確に言えるというふうを考えています。それで、どうしても出たいという人は範囲内においてというふうになるので、短くすることもできますし、もう少し必要だという場合においては、第1項を使って育児のためにお休みしますということで延ばすこともでき、そのニーズも対応できるのかなと考えておりますので、具体的な日数を設けていく方向で考えていきたいと思っております。

○【古濱薫委員】 交渉団体と致しましては、前回からの進捗は今のところない状況であります。前回申し上げたとおりの論点となっております。また、その間の中の意見としては、虹の議員の1人である稗田議員の復帰を待って、急ぐことなく議論を丁寧にしてほしいという意見もありましたので、私は前回お伝えしましたが、本日もしこの後できましたら、ぜひ本人から意見を言っていたきたいと思っております。

○【稗田美菜子委員】 前回、代理の方にお話をさせていただいて、また交渉団体の古濱委員からもお話は頂いているので、方向性としてはそれでいいと思えますし、今、他の委員のお話を聞いてもその議論は深めていったほうが良いので、観点としては出産する側の女性の母体と子供の体をどう考えるかという観点と、それを補助する男性側がどのようにお休みを取りやすいかという観点を一緒にすることなく、きちんと丁寧に分けてもいいですし、最終的な議論としてまとまっていくならいいんですけども、それをきちんと見据えた上で、どれが一番適しているのかということがよろしいのかなと思います。

私の意見としましては、出産ということは、普通の雇用関係にあるようなところだと、雇用主が産前は6週間、産後は8週間というふうに、トータルで1か月半と2か月前後で休むこと、休ませないというルールの下に6週間と8週間というのが、双子の場合はケースが違いますけれども、あるんですが、実際、私自身が出産した経験を踏まえていくと、出産してから2か月後に復帰をすると思いつながら、2か月を過ごしていくというのは結構大変なんだなということを、私個人の意見ですけれども、感じました。

2か月しか休めないというふうになってしまうというか、2か月後の仕事復帰を見据えてどうコントロールしていくか、体のコントロールもそうですし、子供のコントロールもそうだし、あるいはその間の保育園をどうするのかとかいろんなことを、産前も含めて、産後2か月後の復帰というのは結構私は大変かなと思っておりますので、期間を定めるというふうに議運の中で決まるなら、それはそれでいいんですけども、育児休業がとても取りにくい業種だと思うので、育児休業もきちんと取りやすい、さっき他の委員からもありましたが、第1項がちゃんと使いやすい形で使えるような第2項の定めというふうにしていかないと、私が知っている範囲では、産後2か月で仕事に復帰しちゃうんですよ。

それはどれだけしんどいかなというのは、ましてやちょうどその2か月後にとても自分が出たい定例会があつたりすると、間違いなく出ると思うんです。それが体にとってどうなのかという議論も含

めて、育児休業も併せた取りやすい制度というのを議運の中で議論できたらいいかなと思います。私からは以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。今、皆様から、お持ち帰りいただいた結果を御報告いただきました。

柏木委員のほうからは、期間は定めない。今までと変わらずということですね。そして、2は現状のままでということでした。

それから青木委員のほうからは、期間を決めないということであったけれども、市民の方々への説明責任を果たす必要があるので、その辺のところはきちっと考えていくべきではないかという御意見です。そして、期間を決めるというのは母体の保護のためだということと、またそれを支える男性の場合は日にちが入っていたほうが取りやすいのではないかという御意見がありました。

それから藤江委員のほうからは、具体的に日数を入れるべきではないかという御意見、やはり市民の方々、また様々な機関への説明責任を果たす必要性もあるのではないかということでした。

そして古濱委員のほうからは、前回お答えいただいた内容のまま、今話合い中、協議中であるということでした。

そして最後に、稗田委員のほうからは、さらに議論を深めていくべきだという御意見と、母体の保護という立場、それからその母体を補助する男性の立場、この2点の方向性からもしっかりと協議をしていくべきではないかということ、そしてまた育児休業もしっかりと取れるような形で、第1項を使いやすくしていくためにはどういうふうにしたらいいか、そしてまた産後の2か月間で復帰というのは、経験してみても大変だったというような様々な御意見が出ております。

この問題は非常に丁寧に話し合っていくべきだと思いますので、1と2に関しましてはまたお持ち帰りを頂きまして、さらに協議を深めていただき、次回また御発言いただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは次に、論点3、公務についてでございます。このことにつきまして御意見を承ります。いかがでしょうか。前回、公務は必要であるかどうかということでした。いかがですか。その後、何か。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 前回、私たちのほうは、公務の規定は必要であろうというふうに言わせていただきました。そこは私たち再度話し合いをさせていただきましたが、変わりはありませんという状況です。

前回のところ、公務の文言といいますか、表現といいますか、そういうのが話し合いでもちらっと出ておりましたので、そこについてもちょっと話し合いをさせていただいたんですが、確かに他の委員のおっしゃるとおり、議会も公務ですし、その他何かしらあったときのほかの議会も公務は公務ですので、ただ単純に公務というふうにするのではなくて、例えば他の公務という表現方法でもいいんじゃないのかというのが意見としてあったということを発言させていただきます。以上になります。

○【青木淳子委員】 公務に関して、我が会派としては、もともと私たちの公務というのは国立市議会の議会が公務、それが第一であるということ。しかしながら、国立市議会議員として他の公務をする、また他の議員としての活動もあります。そうすると、公務の範囲をどう設定していくか、どう捉えていくかということで、公務とはこういう内容であるというのを規定したほうがいいのか、その辺も皆さんで話し合いをしたほうがいいのかと思うんです。

国立市議会の議員として、突発的に出席をしなければならない場面も出てくるということも分かりましたので、そのときにも十分に対応できるような会議規則にしなければならないと考えます。ですから、その辺をもう少し皆さんで議論をしていきたいと考えてございます。

○【高柳貴美代委員長】 分かりました。ほかにございますか。まだ協議中ということでございますかね、ほかは。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

公務についてでございますが、柏木委員のほうから、前回と変わらず必要であるという御意見が多かったということです。しかしながら、「他の公務」という、「他の」とつけたほうがいいのではないかと御意見も出たという御報告がございました。

青木委員のほうからは、前回も出たように、公務の規定についてももう少し議論すべきではないか、確認していくべきではないかと。ただし、緊急招集のようなことが起こる場合もあるので、十分にそれに対応できるような規則にするべきではないかという御意見があったということでございます。

以上の御意見をまた参考にしていただいて、お持ち帰りいただいて、さらに協議を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議長、何か御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

○【青木健議長】 公務ということなんですけど、国立市議会議員でございますので、国立市議会に関する本会議、委員会等については、我々は出席義務が課せられているわけございまして、これを今まで公務という考え方をしていたかどうか私もよく分からないんですけど、ただ以前、こういうことがございました。

これは議会報編集委員会だったんですけど、とある議員がそこで、全員でたしか次回開催の日程を決めたんだと思います。にもかかわらず私的な用件が入って、議会報編集委員会を欠席したということがありました。ですから、これは出席義務が課せられているはずなんですよね。にもかかわらず欠席をして何ともなかったということもありますので、その辺についても出席義務の課せられているものについても含めるべきなのかどうかということについて、再度皆さんにお話をさせていただけたらと思いますので、よろしく願いします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

それでは次に、論点4につきまして、国立市のパートナーシップ制度を踏まえて、「配偶者」の文言整理を行うとの意見が大方でございましたので、議会事務局におきまして文言案を作成しております。このことについて、議会事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、御説明を致します。このことにつきましては、お手元の議会運営委員会資料No.7を御覧ください。

国立市のパートナーシップ制度を踏まえた「配偶者」の文言案として、四角囲みに規定を掲載しております。読み上げますと、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）またはパートナーシップにある者（国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第10条第1項に規定するパートナーシップに係る証明の交付を受けた者その他これに類する手続を行った者をいう。）の出産補助との規定としてございます。

この規定によりまして、大きく2つ、小さく4つの類型をカバーしているところでございます。1、配偶者につきましては、婚姻の届出をした者としての配偶者に加えまして、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者として、内縁関係（事実婚）にある者を包含する規定とし

ているところでございます。

2、パートナーシップにある者につきましては、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例のパートナーシップに係る証明の交付を受けた者のほか、その他これに類する手続を行った者として、他自治体の制度等により、パートナーシップの関係にある者を含めた規定としているところでございます。説明は以上でございます。御協議いただきますようお願いを致します。

○【高柳貴美代委員長】 説明が終わりました。このことについて質疑、意見等を承ります。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 パートナーの文言についてどうするかということで話をさせていただきまして、まず意見が2つございまして、前回申し上げましたとおり、全て法律婚や事実婚とか、配偶者等もひっくるめた上でのパートナーという表現でいいのではないかとということが1点。もしくは配偶者またはパートナーシップにある者、この表記に合わせたほうがいいのではないかとというのが2点ありましたので、共産党会派はそのようなことになっております。以上です。

○【藤江竜三委員】 これを出していただいたので、この形で持ち帰って会派で協議をしたいと考えております。

○【青木淳子委員】 私どももパートナー制度との整合性、文言をじっくり考えた上で、整理していくということでした。今出していただいた文言は、私が一読した限りではこの文言がふさわしいのではないかと考えますが、一度会派に持ち帰りまして、また協議をしたいと思っております。

○【高柳貴美代委員長】 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、まだこの問題に関しまして、皆さん各交渉団体、会派で話合いの途中ということでございます。本日このような文言案を出させていただきましたので、これをさらにお持ち帰りいただきまして協議を続けていただき、また発表していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、論点5、事故の文言整理につきまして、やむを得ない事由のような文言に置き換える方向で、持ち帰りとなっております。このことについての御意見など承りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 事故の文言については、私ども共産党は前回も述べましたとおり、事由のほうでいいのではないかと。標準市議会会議規則についても事由となっておりますし、一般的に見ても、事故となるとアクシデントのほうの事故が連想されますので、事由でよろしいのではないかとこのところでございます。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。ほかにございますか。まだ協議の途中ということですか。

○【藤江竜三委員】 最終確認をさせていただければと思います。

○【青木淳子委員】 公明党はもともと標準市議会会議規則に合わせて、事故からその他のやむを得ない事由としたほうがいいのではないかとこの意見の、そのまま変わらずでございます。

○【高柳貴美代委員長】 変わらないということですね。ありがとうございます。

そうしますと、事由に変えるべきという御意見が多かったようでございます。では、この件に関しましては、藤江委員のおっしゃったように、最終確認ということでお持ち帰りいただくということを確認させていただきます。よろしく願いいたします。

今までのことでほかに何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかになれば、以上で議題3を終わらせていただきます。



議題4. 議会基本条例の点検について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、議題4、議会基本条例の点検についてに入ります。このことについて、点検方法について持ち帰り、検討することとなっております。その結果について、各交渉団体より御報告をお願いいたします。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 点検方法についてでありますけれども、こちらのほうでは項目ごと、正確には条例ごとということになるかとは思いますが、順々に項目を立てて点検していくという方法を取ったほうがいいのではないかと考えております。

ただ、詳しい点検方法、例えば条例ごとにやる場合であったときは、何条かまとめてやるのか、それとも1条ずつやっていくのかというのは、そこは話し合いが必要かなと思っておりますが、そのような話となっております。

○【藤江竜三委員】 条例の点検については、議会運営委員会で行っていくべきだろうと考えております。それで、できれば機械的にスピーディーにできるほうがいいのかと考えております。今後、議会運営委員会での期、次の期というふうになっていくときに、毎回時間をかけているのはもったいないかなと思っておりますので、やり方については固定化していった早く決めたほうがいいのかというのは、そういった意味であります。

それで、基本的には、全体を見回して各会派が二、三点程度、どうしてもここは見直すべきだとか、チェックが必要だということを出していったら、その部分を行っていくなどといったやり方があるのかなと考えております。以上です。

○【青木淳子委員】 公明党会派はまだそこまでの議論というか、さらに持ち帰ってということはしていないんですけれども、前回申し上げたとおり、議長から諮問を受けたのが、議会基本条例に基づく点検ということで受けているというふうに認識をしておりますので、提出をさせていただいた書類のように項目ごとに1つずつ点検をしていくというところまででございます。

○【稗田美菜子委員】 虹の中には様々な会派がおりますので、どれか1つに統一をしているわけではないんですけれども、様々な考えの中で評価をしていくに当たって、一定程度の物差しみたいなものを、どういうところに注意をして評価するという共通認識が必要だという意見が出ておまして、それについては議会基本条例をつくる段階で江藤先生にお世話になっておりますので、例えば江藤先生の研修を1回受けてから、どういうことに注意をして点検するのかという共通認識を議会として1回持った上で、議運の中なら議運の中でしっかりと評価をしていくことがいいのではないかと意見が出ておりました。

議運の中で進めていくことについては絶対に反対だということではないんですが、ただ議運だけで進めていくわけではなくて、議会全体の条例ですので、全員で共通認識を持てる何かのステップが必要だということについて意見がありました。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。今、皆様から御意見を頂きました。柏木委員のほうからは、条例ごとに項目を立てて点検していくべきという御意見。古濱委員。

○【古濱薫委員】 虹の意見としては、今、稗田委員も発言して下さったように、どこに評価を置いてというのがありました。また、虹全体としては前回までの進捗であります。

その中でちょっと注意しておきたいのは、青木委員も公明党さんで評価を独自になさって点検のシートを提出されたように、まずは点検であると。点検方法については、議運でどのように行っていくか話し合っしてほしいということです。そして、それから見直しであると。見直しを依頼されたわけではなく、まずは点検をすることであるというのが、虹の中で出た意見です。補足でした。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。そうすると、藤江委員のほうからはスピーディーであるといったこと、また機械的ということも考えて、やり方を固定化していくべきではないかという御意見を頂きました。全体的に各会派で二、三個に絞って、点検をしていくべきではないかという御意見もありました。

青木委員のほうからは、各項目を立てて、前回提出していただいたような形で行っていくべきではないかということでした。

稗田委員のほうからは、共通認識を持つべきで、それには以前行ったような研修も大切ではないかという御意見がございました。

古濱委員のほうからは、まずは点検である、点検を行うということであるということで、その点検方法の検討を引き続き議会運営委員会で行っていくべきだという御意見でございました。

以上の御意見をまた基にいただきましてお持ち帰りいただき、次回さらに協議を深めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかになれば議題4を終わらせていただきます。



○【高柳貴美代委員長】 これをもちまして議会運営委員会を散会と致します。

午前10時58分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和3年11月26日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代